

令和8年度じんけんミニフェスタ／人権ふれあい啓発、しが多文化共生フェスタ／しが多文化共生フォーラム
企画・制作・実施業務委託に関する質問への回答

令和8年5月1日(金)

番号	質 問	回 答
1	<p>「じんけんミニフェスタ」および「しが多文化共生フェスタ」において、体験ブースを実施するにあたり、参加者から体験料(資材費等相当分)を徴収することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし以下の条件を満たしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 体験料が過度に高額にならないように配慮すること。 (徴収額が原材料の実費相当であるなど営利目的とならないこと) 2 体験料が資材費等の実費相当分であることの根拠書類を整理すること。 3 体験ブースを実施する企業や団体が出展助成を受けている場合は、徴収する体験料(資材費等相当分)にその助成金等をあてていないことがわかるようにすること。
2	<p>仕様書9ページに記載の「民間企業から協賛を募り、来場者へのインセンティブ等として活用すること。」につきまして、過去に実施された具体的な事例等がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>過去の具体的な事例はありませんが、国際課と協議の上、協賛品として企業から提供された物品等を受託者が会場で配布することを想定しています。 ただし、協賛いただく企業への支出がある場合は、その支出に提供品に係る経費が含まれていないことを分かるようにする必要があります。</p>